

愛媛県介護員養成研修事業実施要綱の一部を改正する要綱
 愛媛県介護員養成研修事業実施要綱の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(事業者及び研修事業の指定申請) 第3条 省略 2 講義を録画された動画を視聴させる形態又は通信学習(教材を送付し、郵送等により添削を行うものをいう。以下同じ。)の形態によって行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した書類(様式第2号)を併せて提出するものとする。なお、通信学習の時間数は、別紙3のとおりとする。 (1) 講義を録画された動画を視聴させる形態又は通信学習の形態によって行う地域 (2)・(3) 省略 別紙1 介護員養成研修事業 カリキュラム 1 介護職員初任者研修 省略 (注1)～(注6) 省略 (注7) 受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、 <u>対面での実施のほか、テレビ電話装置等(テレビ電話装置その他の情報通信機器をいう。以下同じ。)</u>を活用する形態や、<u>録画された動画を視聴させる形態、通信学習(教材を送付し、郵送等により添削を行うものをいう。以下同じ。)</u>の形態により実施できるものとする。ただし、<u>対面以外の形態により実施する場合にあっては、以下の点に留意すること。</u>	(事業者及び研修事業の指定申請) 第3条 省略 2 講義を通信の方法 によって行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した書類(様式第2号)を併せて提出するものとする。なお、通信学習の時間数は、別紙3のとおりとする。 (1) 講義を通信の方法 によって行う地域 (2)・(3) 省略 別紙1 介護員養成研修事業 カリキュラム 1 介護職員初任者研修 省略 (注1)～(注6) 省略

(1) テレビ電話装置等を活用する形態及び録画された動画を視聴させる形態により実施する場合には、講師等に対する研修受講者の質問の機会が確保できるようにすること。なお、通信環境がない等で受講が困難な受講者から相談があった場合は、視聴用の会場を用意するほか、対面方式で行っている別の研修を案内する等の配慮を行うこと。また、受講者が講義を適正に視聴していることの確認のため、受講者の画面が常に表示されていることの確認（テレビ電話装置等を活用する形態の場合に限る。）や、研修途中での試験やアンケート、研修後の課題やレポート等で理解度を確認する等の対応を行うこと。

(2) 録画された動画を視聴させる形態により実施する場合には、(1)に加え、添削指導、面接指導による十分な指導を合わせて行うこと。

(3) (1)及び(2)に関わらず、実技を学ぶ演習や実習の科目については、対面（本会場とは別の会場に講師を配置して行う形態であって、対面と同様の効果が認められる場合を含む。）により実施すること。

2 生活援助従事者研修

省略

（注１）～（注６） 省略

（注７） 受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、対面での実施のほか、テレビ電話装置等を活用する形態や、録画された動画を視聴させる形態、通信学習の形態により実施できるものとする。ただし、対面以外の形態により実施する場合にあっては、以下の点に留意するこ

2 生活援助従事者研修

省略

（注１）～（注６） 省略

と。

(1) テレビ電話装置等を活用する形態及び録画された動画を視聴させる形態により実施する場合には、講師等に対する研修受講者の質問の機会が確保できるようにすること。なお、通信環境がない等で受講が困難な受講者から相談があった場合は、視聴用の会場を用意するほか、対面方式で行っている別の研修を案内する等の配慮を行うこと。また、受講者が講義を適正に視聴していることの確認のため、受講者の画面が常に表示されていることの確認（テレビ電話装置等を活用する形態の場合に限る。）や、研修途中での試験やアンケート、研修後の課題やレポート等で理解度を確認する等の対応を行うこと。

(2) 録画された動画を視聴させる形態により実施する場合には、(1)に加え、添削指導、面接指導による十分な指導を合わせて行うこと。

(3) (1)及び(2)に関わらず、実技を学ぶ演習や実習の科目については、対面（本会場とは別の会場に講師を配置して行う形態であって、対面と同様の効果が認められる場合を含む。）により実施すること。

様式第2号（第3条、第4条関係）

介護員養成研修事業（通信学習等）の実施について

省略	
講義を録画された動画を視聴させる形態又は通信学習の形態によって行おうとする地域	
省略	

様式第2号（第3条、第4条関係）

介護員養成研修事業（通信講座）の実施について

省略	
講義を通信の方法	
によって行おうとする地域	
省略	

(注) 1 講義を録画された動画を視聴させる形態又は通信学習の形態によって行う場合は、申請書に併せて本書を添付すること。

2 · 3 省略

(注) 1 通信講座
_____を行う場合は、申請書に併せて本書を添付すること。

2 · 3 省略

附 則

この要綱は、令和9年4月1日から施行する。